

# 京田辺市男女共同参画推進条例解説

平成22年10月

京 田 辺 市

## <目次>

	ページ
前文 -----	1
第1章 総則	
第1条 目的 -----	3
第2条 定義 -----	4
第3条 基本理念 -----	7
第4条 市の責務 -----	1 1
第5条 市民の責務 -----	1 2
第6条 事業者の責務 -----	1 3
第7条 市民団体の責務 -----	1 4
第8条 教育に携わる者の責務 -----	1 4
第2章 基本的施策	
第9条 京田辺市男女共同参画計画 -----	1 5
第10条 施策の策定等に当たっての配慮 -----	1 6
第11条 啓発活動等 -----	1 7
第12条 調査研究 -----	1 7
第13条 男女共同参画施策の実施状況の公表 -----	1 8
第14条 推進体制 -----	1 9
第15条 苦情、相談等への対応 -----	2 0
第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限	
第16条 性別による権利侵害の禁止 -----	2 1
第17条 情報に関する留意 -----	2 2
第4章 京田辺市男女共同参画審議会	
第18条 京田辺市男女共同参画審議会 -----	2 3
第5章 雑則	
第19条 委任 -----	2 4

## 京田辺市男女共同参画推進条例

### —前文—

私たちのまち京田辺は、緑豊かな美しい自然を守り、育みながら、大都市への高い利便性を兼ね備えたまちとして発展を続けている。

ここに住む私たちの願いは、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、いのちと健康を大切にするとともに、ゆとりとうるおいのある恵まれた環境の下で、男女が家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において対等な立場で、責任を担いながら、希望と生きがいに満ち、満足感のある生活を営むことができるまちを創り、次代に継承していくことである。

こうした思いの中で、私たちはこれまで男女共同参画社会基本法の下、京田辺市男女共同参画計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在しているばかりでなく、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、男女共同参画社会を実感するに至っていない。

そこで、市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者が互いに連携し、世代を越えて価値観を共有しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 〔解説〕

我が国においては、昭和21年に日本国憲法が公布され、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、昭和60年には女子差別撤廃条約を批准し、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、進められてきました。

また、平成11年には男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定され、男女共同参画社会の形成が推進されています。

京田辺市においても、基本法にのっとり、条例を制定しています。

前文では、条例を制定する背景や趣旨を記述しています。

第1段落と第2段落ではまちの現状と将来像をイメージしながら、第3段落ではこれまでの取組を、第4段落では性別による固定的な役割分担意識が未だ残っていることや、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会となっていないという今日的な課題に触れながら、最終段落で男女共同参画社会の形成に向けたより一層の推進のために条例を制定することをうたっています。

## 第1章 総則

### 第1条 ー目的ー

(目的)

第1条 この条例は、男女<sup>1</sup>共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

[解説]

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するという目的を定めています。

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりの意識が深く関わっていることから、今後はこの条例を根拠として、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が、基本理念にのっとり、それぞれの責務を自覚し、主体的な取組を進めるとともに、それぞれが協働しながら施策を総合的かつ計画的に実施する重要性を明確にしています。

---

<sup>1</sup> 「男女」 条例全体を通じて、「男女」と規定しています。条例は女性のみを対象とするものではなく、また男性のみを対象とした規定もありません。男女両方を対象として男女共同参画社会の形成の推進について規定しており、女子差別撤廃条約の女子に着目した条約とは異なっています。

## 第2条 一定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

[解説]

主要な用語及び重要な意味を持つ用語について、条例を解釈する際、疑義が生じないように、その内容を明確にさせるため定義規定を置いています。

第1号では、基本法での定義に準じて「男女共同参画」の意義を定めています。

「男女共同参画」とは、男女が対等な構成員として、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、家庭、地域、学校、職場など

あらゆる分野に参画することができ、それによって政治的、経済的、社会的及び文化的に利益や喜びまでも分かち合い、同時に責任をも分かち合うことをいいます。

**第2号**では、基本法での定義に準じて「積極的改善措置」の意義を定めています。いわゆるポジティブ・アクションのことです。

家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、暫定的に必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して、積極的に機会を提供することをいい、これにより男女が対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画することについて、実質的な機会の平等を保障しようというものです。

現状では、女性の参画の機会が少ない分野が多いことから女性を対象とした積極的改善措置が多く、例えば、国、地方公共団体の審議会委員における女性委員の参画の促進が行われています。これは、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の置かれた現状を把握しつつ、女性の参画を関係機関が自主的に促進する取組です。

**第3号**「市民」には、市内に居住している方だけでなく、市外に居住していても、市内に勤務、又は在学している方々をも含みます。

**第4号**「事業者」は、営利、非営利の事業者を問いませんが、第5号で定義している非営利の「市民団体」を除いた事業者のことをいいます。

例えば、民間企業（自営業者を含む。）、公益法人、営利法人、労働組合、協同組合などを指します。

**第5号**「市民団体」は、市民が主体性をもって活動している団体のことをいいます。

例えば地縁団体である区・自治会、PTAなどや各種のNPO、ボランティア団体やサークルなどの自発的に福祉、文化、スポーツ、経済、観光、環境等の社会活動を通じて広く地域振興と活性化の推進に寄与している団体を指します。ただし、次に掲げる政治、宗教、営利などを目的とする団体は除きます。

- (1) 特定の宗教、思想等の普及活動を行う団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反

対することを目的とする団体

(3) 営利活動を主たる目的とする団体

**第6号**「教育に携わる者」は、広く一般に教育する立場にある者のことをいいます。

学校教育は、公立及び私立学校で行われる教育を、社会教育は、市が行う市民の生涯学習を支援する教育（例：中央公民館などで実施する講座や研修など）を、家庭教育は、個々の家庭で行われる教育を、その他の教育は、保育所、留守家庭児童会などで行われる教育を指します。

**第7号**「セクシュアル・ハラスメント」は、性的な言動を間接的に受けたことへの対応により、間接的に受けた者が何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などあらゆる場での環境が不快になることまでをも含んでいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では単に職場内に限らず、家庭、地域、学校などあらゆる分野において起こりうることを明示しています。



### 第3条 —基本理念—

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること<sup>2</sup>、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること<sup>3</sup>その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行<sup>4</sup>が男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り<sup>5</sup>中立<sup>6</sup>的なものとする事。
- (3) 男女が、対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と仕事、地域活動その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

<sup>2</sup> 「男女の個人としての尊厳が重んじられること」 例えば、性別に起因する暴力（例 配偶者間の暴力、セクシュアル・ハラスメント等）がないこと、男女の個人の人格が尊重されることなどです。

<sup>3</sup> 「男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること」 男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることを規定しています。

<sup>4</sup> 「社会における制度又は慣行」 社会におけるあらゆる制度又は慣行が含まれます。慣行を法律、条例等で取り上げた例は少ないですが、男女共同参画社会の形成において無視することはできないので規定しています。

<sup>5</sup> 「できる限り」 社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成を阻害する要因とならないよう、それらの目的・意義との関係も踏まえつつ、活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする事です。社会における制度又は慣行は、必ずしも男女共同参画社会の形成を直接的な目的とするものではありません（例：子どもの祝い事である鯉のぼりや雛祭りのような慣行）し、また、制度を作った目的を追求すれば、男女共同参画社会の形成について完全な中立を保つのは難しい場合もあることから、「できる限り中立」と規定しています。

<sup>6</sup> 「中立」 男女が「社会における活動の選択」を行うに当たり、影響を与えないことであり、言い換えれば、ある方向に誘導したり、ある選択をしにくくしたりしないことをいいます。

(6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組<sup>7</sup>と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下で行われること。

〔解説〕

基本法の「基本理念」に準じて定めています。ただし、基本法では5項目ですが、それに加えて第5号において「性と生殖に関する健康と権利の尊重」を定めています。

基本理念は、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が「第4条 市の責務」から「第8条 教育に携わる者の責務」までに示しているそれぞれの「責務」を果たし、男女共同参画を進めていくための基本的な考え方を6項目にわたり定めています。

**第1号**は、「男女の人権の尊重」について定めています。

単に「人権」とせず、「男女の人権」と規定したのは、人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、その観点から人権を尊重することを強調したものです。

男女の人権の尊重については、基本法に準じて「個人としての尊厳が重んじられること」、「性別による差別的取扱いを受けないこと」、「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」、「その他の人権」として例示しました。

男女共同参画社会は、社会的性別<sup>8</sup>による差別的取扱いをなくし、性別にかかわらず、すべての人（性的指向（異性愛、同性愛・両性愛）を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などを有する人なども含む。）が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会です。

そのような社会を形成する上でその根底を成す基本理念であることから、6つある基本理念の最初のものとして掲げています。

<sup>7</sup> 「国際社会における取組」 国際的取組の例としては、女子差別撤廃条約等の条約、世界女性会議の成果（行動計画等）、国連やILOの活動などが挙げられます。

<sup>8</sup> 「社会的性別」 社会通念や慣習の中にある「男性像」、「女性像」のような、社会によって作り上げられた男性、女性の別のことであり、「ジェンダー」ともいいます。

**第2号**は、「社会活動選択における制度又は慣行の中立化」を定めています。

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまいがちです。例えば、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性、女性の役割を決めていることです。

男女が、個性と能力を十分に発揮することができるためには、自らの意思であらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。そのためには、社会の様々な制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう、基本理念として定めたものです。

**第3号**は、「方針の立案及び意思決定への共同参画」を定めています。

性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、方針の企画・立案及び決定過程における女性の参画が進んでいるとは言えない現状にあるため、あらゆる分野の意思決定の場に、男女が社会の対等な構成員として参画できるという機会の平等が確保されるべきことを、基本理念として定めたものです。

**第4号**は、「家庭生活における活動と他の活動との両立」について定めています。

家事、育児あるいは介護などの家庭生活での活動の多くが女性によって担われている現状を踏まえ、あらゆる分野で男女がともに参画していくため、家庭内での活動とそれ以外の職場、学校、地域などでの活動とを、家族同士の協力と責任の分担、さらに社会の支援により、円滑に両立して行うことができるようにすることを、基本理念として定めたものです。

**第5号**は、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」について定めています。

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠や出産を含め、生涯にわたって身体的、精神的及び社会的に健康に生活できるようにすること、またそれらに関し双方の意思が基本的に尊重される権利を有することを明示し、基本理念として定めたものです。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じた健康保持が重要です。

**第6号**は、「国際的協調」について定めています。

男女共同参画の形成が国際社会の取組と密接に関わっていることから、情報収集に努めながら、国際的協調の下で行われることを、基本理念として定めたものです。

#### 第4条 —市の責務—

##### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、効果的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

##### [解説]

男女共同参画の牽引役である本市の責務を定めています。

第1項は、基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けたもので、市は、男女共同参画を推進するため、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置（積極的改善措置）を含む施策を総合的に策定し、効果的に実施する責務があることを明示しています。

第2項は、施策の推進にあたっては、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携、協力して取り組むべきことを明らかにしています。

## 第5条 —市民の責務—

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### [解説]

男女共同参画社会の実現には市民の意識と自覚による主体的で積極的な行動が不可欠なため、市民の責務を定めています。

第1項では、市民の方々に、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、あらゆる分野で固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど推進に関する取組に努めていただくことを明示しています。

第2項では、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民の方々から協力していただくことを定めています。

## 第6条 ―事業者の責務―

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### 〔解説〕

社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には、とりわけ雇用の分野での取組が大切なため、市民とは区別して事業者の責務を定めています。

第1項では、事業者の方々に、男女共同参画の推進に努めていただくとともに、職場と家庭や地域などとを両立できる職場環境を整備するよう努めていただくことを明示しています。

第2項では、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者の方々から協力していただくことを定めています。

## 第7条 —市民団体の責務—

### (市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### 〔解説〕

地域社会には、自治会、PTAなど市民が関わる様々な市民団体があり、これからの地域づくりに重要な役割を果たすようになってきています。

また、いまだ比較的男性が優位な団体については、取組を促すために市民団体の責務を定めています。

## 第8条 —教育に携わる者の責務—

### (教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### 〔解説〕

男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の場において、男女共同参画に関する意識を育む教育を推進するよう教育に携わる者の責務を定めています。



## 第2章 基本的施策

### 第9条 一京田辺市男女共同参画計画一

(京田辺市男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

〔解説〕

基本法第14条「都道府県男女共同参画計画等」第3項の規定を受け、男女共同参画を推進するため基本となる本市の計画策定の根拠、内容及び策定にあたっての手續について定めています。施策については、直接的に男女共同参画を推進する施策だけでなく、結果として推進につながるような施策も含まれます。

男女共同参画の推進は、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が協働して取り組むべきものであるため、計画には市が実施する施策のほか、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が取り組むべき内容も盛り込まれます。したがって、策定に当たっては、第18条に定める市長の附属機関の京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を反映するものとします。

また、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者すべてが、男女共同参画社会の形成を担っているということから計画を策定、又は変更したときは速やかに公表します。

## 第10条 ー施策の策定等に当たっての配慮ー

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。

3 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育において、男女共同参画が推進されるよう支援するものとする。

[解説]

第1項は、基本法第15条「施策の策定等に当たっての配慮」を受けたもので、市の様々な施策の中で、直接的に男女共同参画を推進する施策だけでなく、間接的に影響を及ぼすと認められる施策についても、その策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成につながるよう配慮することを定めています。

また、男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組です。

第2項は、男女が社会の対等なパートナーとして、施策の立案及び方針などの決定過程に共同して参画する機会を確保するため定めるものです。例えば、市が設置する審議会等の附属機関の委員については、男女の委員数の均等を図ります。

第3項では、男女共同参画社会の実現に大きな役割を担う教育の場において、男女共同参画が推進されるよう、市が支援することを定めています。

## 第 11 条 —啓発活動等—

(啓発活動等)

第 11 条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が、男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

[解説]

市全体として男女共同参画を推進するには、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者から男女共同参画について十分理解してもらう必要があり、市は啓発活動など必要な措置を講ずることを定めています。

## 第 12 条 —調査研究—

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

[解説]

男女共同参画計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は国内外の動向、施策の実施状況や、市民意識などについて調査研究を行うことを定めています。

第13条 —男女共同参画施策の実施状況の公表—

(男女共同参画施策の実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

〔解説〕

男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が直接的、間接的に推進する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をまとめ、公表することを定めています。

## 第14条 —推進体制—

### (推進体制)

第14条 市は、男女共同参画施策を推進するために、必要な体制及び施設を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民団体に、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う京田辺市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の設置を要請するものとする。

3 事業者及び市民団体は、前項に規定する推進員を設置したときは、市に報告するものとする。

4 市は、前項の規定による報告があったときは、当該推進員に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### [解説]

第1項は、市が男女共同参画施策を推進するため、組織面などにおいて必要な体制及び施設を整備することを定めています。

第2項では、市は、事業者及び市民団体に、それぞれの事業所及び団体において男女共同参画に関する啓発その他の活動（具体的には、子育て支援や女性の能力活用、家庭生活における活動等との両立支援など）を中心となって取り組むため、男女共同参画推進員を設置することを要請します。要請は、市広報紙及び市ホームページにより広く行います。

第3項は、事業者及び市民団体が市の要請に基づき男女共同参画推進員を設置したときは、市に報告するよう定めています。

第4項は、市は、事業者及び市民団体が推進員を設置されたとき(市からの要請を待たずに自主的に設置されたときを含む。)、情報の提供、研修会の開催等により当該推進員を支援し、当該事業所等において男女共同参画がより効果的に推進できるよう定めています。

## 第15条 —苦情、相談等への対応—

(苦情、相談等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情及び意見があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、前項に規定する苦情及び意見の対応に当たって、特に必要があると認めるときは、京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による権利侵害その他の男女共同参画を阻害する行為に係る相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

[解説]

第1項は、市が実施する男女共同参画施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に対して、苦情等の申出があった場合、適切に対応することを定めています。

第2項は、必要があるときは、京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

第3項は、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力などの性別による権利侵害に関する相談があった場合、市は関係機関等と連携しながら適切な措置を講ずることを定めています。

### 第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

#### 第16条 一性別による権利侵害の禁止一

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

2 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者<sup>9</sup>(過去において親密な関係にあった者を含む。)に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為<sup>10</sup>(以下「暴力的行為」という。)を行ってはならない。

[解説]

男女共同参画を阻害する性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力的行為などの性別による権利侵害を禁止することを定めています。

これらは、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。

第1項は、性別による差別的取扱いの禁止等を定めたもので、性別による差別が、雇用の分野での差別だけでなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような社会における制度や慣行による差別的取扱いについても、あらゆる場面において行ってはならないことを明示しています。

第2項は、これらに対する身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならないことを定めています。

<sup>9</sup> 「配偶者その他の親密な関係にある者」 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、過去において配偶者であった者やその他の親密な関係にあった者も含みます。

<sup>10</sup> 「身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為」 例えば、殴る蹴るといった身体的暴力、脅す、ののしる、無視などの精神的暴力、生活費を渡さない、借金を重ねるなどの経済的暴力をいいます。

## 第17条 —情報に関する留意—

(情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力的行為等を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

[解説]

新聞、ポスターなど広く一般に表示される情報は、大きな影響を与えています。この影響の大きさを考慮すると、性別による固定的な役割分担などを正当化し、助長する表現は、男女共同参画を推進していく際の阻害要因となりますので、留意するよう定めています。

なお、前条に規定する「配偶者その他の親密な関係にある者に対する暴力的行為」は、「配偶者その他の親密な関係にある者」の当事者間に生じる直接的な暴力的行為であるのに対し、ここで規定する「男女間における暴力的行為」は、広く男女間に生じる直接的及び間接的な暴力的行為をいいます。



## 第4章 京田辺市男女共同参画審議会

### 第18条 ー京田辺市男女共同参画審議会ー

(京田辺市男女共同参画審議会)

第18条 第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び第15条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、京田辺市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、男女共同参画についての知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[解説]

第1項は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関である京田辺市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の設置、事務などに関する事項を定めています。

第2項は、市長からの諮問がなくても、審議会において必要と認められる事項について、市長に意見を述べることを定めています。

第4項は、審議会においては、女性又は男性としての視点からの意見が望まれるところであり、委員全体に占める男女の割合の均衡を保つことによって、一方の性に偏らないものとするのが不可欠ですので、規定を設けています。

## 第5章 雑則

### 第19条 —委任—

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

〔解説〕

規則などへの委任を定めたものです。

前条「京田辺市男女共同参画審議会」については、一定の事項を京田辺市男女共同参画審議会規則（平成22年京田辺市規則第38号）に定めることとしていますが、その他の施行に関する事項について、必要に応じて市長が別に定めることとするものです。